

『都市と社会』投稿規定

1. 『都市と社会』は、大阪市立大学都市研究プラザ（以下「URP」）が発行するジャーナルである。
2. 本誌の発行は、都市問題に関する研究論文、調査報告、URPの活動報告などを掲載し、都市問題の研究に関する知識の共有を図ることを目的とする。
3. 本誌の編集は、URPが選任した編集委員会が行う。
4. 本誌に投稿できる者は、次のいずれかの条件を満たすものとする。
 - ・都市問題に関心のある者
 - ・本誌の趣旨に賛同する者
5. 本誌の発行および原稿提出の期限は、編集委員会が定める。
6. 本誌には、つぎの記事を掲載する。
 - ・研究論文（投稿論文、依頼論文）
 - ・研究ノート（研究中間報告の水準）
 - ・コミュニティレポート（各都市関連の実践報告）
 - ・海外都市レポート（先進都市の施策事例や研究の紹介）
 - ・書評
 - ・論文抄録
 - ・その他、編集委員会が認めたもの
7. 研究論文、研究ノート、コミュニティレポート、海外都市レポート、書評、論文抄録についての掲載の可否については、編集委員会が判断する。
8. 原稿は、未発表のものとし、使用言語は、日本語もしくは英語とする。
9. 投稿論文については、査読を行う。査読委員（2名以上）は、論文ごとに編集委員会を選ぶ。査読結果は、1ヶ月を目処として投稿者に通知する。
10. 編集委員会は、掲載予定の原稿について、執筆者との協議を通じ、内容および表記の変更を求めることがある。

11. 原稿執筆に際しては、執筆要領を参照すること。
12. 本誌に掲載された論文などの著作権は URP に帰属するものとし、他の出版物などに転載する場合は、事前に URP の許可を得るものとする。
13. 『都市と社会』は、製本・出版後、大阪市立大学学術機関リポジトリで公開する。原稿執筆者は、そのことを承諾した上で投稿すること。